

浜松市仔猫のミルクボランティア実施要領

(趣旨)

第1条 浜松市動物愛護教育センター（以下「センター」という。）に収容された離乳していない猫（以下「仔猫」という。）について、殺処分数の減少及び感染症のまん延防止を図るために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、以下のとおりとする

- (1) 預かり飼育とは、センターから仔猫を預かり、センターが飼育を依頼した期間、自宅等で哺育を行うことをいう。
- (2) ミルクボランティアとは、預かり飼育を行う個人をいう。

(対象)

第3条 預かり飼育の対象となる仔猫は、センターに収容された仔猫とする。

(活動内容)

第4条 ミルクボランティアは、預かり飼育を行う。

(資格)

第5条 ミルクボランティアは、次の要件を満たす者とする。

- (1) 浜松市内に在住している成人であり、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (2) 集合住宅又は賃貸住宅に居住する場合、猫の飼養が規約等で認められていること。
- (3) 預かり飼育の期間中は終日頻繁な世話が可能であること。
- (4) 預かり飼育について、同居人全員の同意が得られていること。
- (5) 対象仔猫を車で送迎可能であること。
- (6) 衛生的で温度管理が可能な飼育環境及び預かり飼育に必要な資材を確保できること。
- (7) 仔猫の健康状態、体重などについての記録及び報告ができること。
- (8) 飼養している犬及び猫について、次のことを行っていること。

ア 犬は、狂犬病予防法に基づく登録及び毎年度の予防注射を行っている。

イ 猫は、完全屋内飼育をしている。

ウ 健康管理（獣医師の指示に基づく定期的な混合ワクチンの接種又は抗体価の確認、抗体検査等によるウイルス（FIV、FeLV）陰性の確認、寄生虫の駆虫等）を行っている。

エ 隔離できるスペースを確保している。

オ 逸走対策措置を講じている。

(9) その他、仔猫を一時飼養することが適切であるとセンターが判断できる者であること。

(申請)

第6条 ミルクボランティア活動を希望する者は、以下の申請書等をセンターに提出する。

(1) ミルクボランティア活動申請書(様式1)

(2) 預かり飼育施設平面図(間取り図)(様式2)

(3) 集合住宅又は賃貸住宅に居住している者は管理者の同意書

(登録)

第7条 センターは、前条の申請書等を審査し、適正であると認めた者について「ミルクボランティア名簿」(様式3)(以下「名簿」という。)に登録する。

(登録の変更・抹消)

第8条 ミルクボランティアの登録の変更または抹消は、以下の手続きによるものとする。

(1) ミルクボランティアは、自身の登録事項に変更が生じた際や登録の抹消を行おうとする場合、ミルクボランティア変更(抹消)届出書(様式4)によりセンターに届け出る

こと。

(2) センターは、前号の届出を受けた場合、名簿の変更(抹消)を行う。

(3) センターは、申請時提出書類に虚偽の記載をした者、ミルクボランティアとしてふさわしくない行為のあった者、及び第5条に規定する要件を満たさなくなった者について登録を抹消し、預かり飼育を依頼した仔猫の返還を求めることができる。

(預かり飼育の依頼)

第9条 センターは、預かり飼育依頼書(様式5)によりミルクボランティアに預かり飼育を依頼する。

(預かり飼育の実施)

第10条 ミルクボランティアは、預かり飼育を以下のとおり実施するものとする。

(1) 仔猫の健康状態等について、預かり飼育状況管理表(様式6)に記録する。

(2) 預かり飼育中の仔猫について、飼育場所の住所を変更してはならない。

(仔猫の返還)

第11条 ミルクボランティアは、飼育依頼期間を終了した仔猫及び飼育期間中に死亡した仔猫については、速やかにセンターに返還するとともに、様式6をセンターに提出するものとする。

(体調不良時の対応)

第12条 ミルクボランティアは、飼育依頼期間中に仔猫に体調不良を認めた場合、速やかにセンターに連絡し、対応について協議を行うものとする。

(物資の支給)

第13条 センターは、ミルクボランティアに仔猫の預かり飼育を依頼する際、当該ミルクボランティアに対し、次に掲げる物資を支給できるものとする。

(1) 仔猫用ミルク

(2) 哺乳瓶及び交換用乳首

(3) 離乳食

2 前項の支給物資のうち、未開封又は未使用のものについては、当該仔猫の返還又は死亡時にセンターに返却するものとする。

3 前項の支給物資以外の経費については、ミルクボランティアの負担とする。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項については、センターとミルクボランティアが協議のうえ対応するものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

（あて先）浜松市動物愛護教育センター長

申請者（ミルクボランティア）
住所
氏名

ミルクボランティア活動申請書

ミルクボランティア活動を希望するため、次のとおり申請します。

申請者フリガナ	
申請者生年月日	年 月 日（満 歳）
飼育場所住所	〒（ ）
飼育場所詳細※	
申請者電話番号	（ ）
申請者FAX番号	（ ）
申請者メールアドレス	
受入れ可能頭数	仔猫 頭程度まで
現在の飼育動物	猫 頭、犬 頭 ☐ その他（種類 ， 頭、種類 ， 頭）
仔猫の哺育経験	有（ 頭：いつ頃 ）・ 無

裏面も記入してください。

※飼育を予定している場所を記入してください。

- 例） ・ 1階のリビング
・ 2階の和室窓際 等

資格要件チェック表

- ☐ 1. 浜松市内に在住している成人であり、浜松市内に在住している成人であり、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- ☐ 2. 集合住宅又は賃貸住宅に居住する場合、猫の飼養が規約等で認められている。
- ☐ 3. 預かり飼育の期間中は終日頻繁な世話が可能である。
- ☐ 4. 預かり飼育について、同居人全員の同意が得られている。
- ☐ 5. 対象仔猫を車で送迎可能である。
- ☐ 6. 衛生的で温度管理が可能な飼育環境及び預かり飼育に必要な資材を確保できる。
- ☐ 7. 仔猫の健康状態、体重などについて記録及び報告ができる。
- ☐ 8. 犬・猫を飼養している場合、次のことを行っている。
 - （1）犬は、狂犬病予防法に基づく登録と毎年の予防注射を行っている。
 - （2）猫は、完全屋内飼育をしている。
 - （3）健康管理（獣医師の指示に基づく定期的な混合ワクチンの接種又は抗体価の確認、抗体検査等によるウイルス（FIV、FeLV）陰性の確認、寄生虫の駆虫等）を行っている。
 - （4）隔離できるスペースを確保している。
 - （5）逸走対策措置を講じている。

☐ 以下の事項を遵守します。

- ・動物に関する法令等を遵守し、責任をもって飼養管理すること。
- ・ミルクボランティアの活動をする上で知り得た個人情報を第三者に漏らさないこと。

様式2（第6条関係） 飼養・保管施設平面図（間取り図）

A full-page view of a blank sheet of graph paper. The grid consists of light gray horizontal and vertical lines forming small squares. A thicker black border runs along the top edge of the page.

部屋の間取りと仔猫の飼養場所等を明記してください。
※定められた施設やスペースのみでの管理とすること。

様式3 (第7条関係)

ミルクボランティア名簿

[illegible]

年 月 日

（あて先）浜松市動物愛護教育センター長

住所
申請者 氏名
電話番号

ミルクボランティア変更（抹消）届出書

ミルクボランティアの登録内容を（変更・抹消）したいので、次のとおり届け出ます。

1 ☐ 変更

変更事項		☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ 連絡先 ☐ 受入頭数 ☐ その他（ ）
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

2 ☐ 登録抹消

抹消理由

()

様

浜松市動物愛護教育センター所長

預かり飼育依頼書

下記の仔猫について、預かり飼育を依頼します。

管理番号			
収容日			
性別			
毛色			
身体的特徴			
推定週齢			
体重			
飼育依頼期間 (予定)			

次の項目について、遵守してください。

- ① 仔猫の健康状態に留意して、仔猫の逸走や負傷がないように安全に管理してください。
- ② 毎日、仔猫飼養状況管理表に記録してください。
- ③ 仔猫の健康状態に以下のような異常がある場合には速やかに報告してください。
 - ・ミルクを飲まず、体重が前日より減少した場合
 - ・便に異常がみられる場合（軟便、下痢、便秘）
 - ・風邪症状（目やに、鼻水、くしゃみ等）がみられる場合
 - ・薬を飲まない場合
 - ・その他、身体的に異常が認められる場合
- ④ 飼育依頼期間中に仔猫が死亡した場合は、死体をセンターに返還してください。
- ⑤ 飼育依頼期間中の経費については、預かり者様の負担となります。
- ⑥ 飼育依頼した仔猫については、飼育依頼期間終了後、センターに返還してください。
- ⑦ その他、職員の指示に従って行動してください。

管理番号 _____

管理番号 _____

[illegible]

管理番号

[illegible]

預かり飼育状況管理表記入方法について

① 預かり飼育状況管理表にて毎日、ミルクを与えた時間を記入してください。

② 健康状態（良・不良）を確認してください。

不良な状態：ミルクを飲まない、体重が減少した、元気がない、

風邪症状、下痢、その他異常がみられる場合

③ 体重は授乳前後に必ず測定してください。

ミルクを飲んだ量＝飲んだ後の体重－飲む前の体重で、おおよその授乳量がわかります。

④ 授乳中の個体については、授乳後に排便と排尿を促し、その有無を記入してください。

離乳期以降の個体については、排便・排尿時間が分かれば記入し、分からない場合は有無のみ記入してください。

⑤ 投薬がある場合は、行った時間を記入してください。

その他、健康状態等で気づいたことがあれば記入してください。

ミルクボランティア
希望者

【必要な事項】

1. 申請書類の提出

- ①ミルクボランティア申請書（様式1）
- ②飼養・保管施設平面図（間取り図）（様式2）
- ③賃貸物件は管理者の同意書



審査

名簿の作成



【ミルクボランティアの活動内容】

- 1. 仔猫の育成・報告など
- 2. 飼育依頼期間が終了した仔猫の返還